

## むら・まち支え合い共生促進事業実施要領

### (事業目的)

第1条 中山間地域では農業者の高齢化・後継者不足に伴い、農地や農業用施設等の地域資源の保全管理が農村集落だけでは困難となりつつあるので、地区公民館等との連携による外部からの労力補完や交流促進の取組みを進めることで、地域資源の保全管理を持続可能なものにするとともに、農村の活力増進を通じた地域農業の振興や農山村の活性化を図ることを目的として、むら・まち支え合い共生促進事業（以下「本事業」という。）を実施する。

### (活動対象地域)

第2条 本事業の活動対象地域は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））の「全部又は一部を含む市町村の区域」とし、下表のとおりとする。

市町村名	対象地域
鳥取市	全域
米子市	—
倉吉市	全域
境港市	—
岩美町	全域
八頭町	全域
若桜町	全域
智頭町	全域
湯梨浜町	全域
三朝町	全域
琴浦町	全域
北栄町	全域
大山町	全域
日吉津村	—
南部町	旧西伯町、旧賀野村
伯耆町	全域
日南町	全域
日野町	全域
江府町	全域

### (協定の締結等)

第3条 本事業は、農山村集落等（以下「活動実施主体」という。）と地区公民館等（以下「協力組織」という。）、並びにこれらの活動を支援する関係市町村及び県（以下「支援組織」という。）との協

働活動によるもので、事業実施に当たり、活動実施主体、協力組織及び支援組織の4者で協定書（別紙1）を締結するものとする。ただし、協定締結に向けた単年の活動（以下「単年活動」という。）を実施する場合を除く。

2 協定期間は原則3年とする。ただし、やむを得ない事由により活動実施主体、協力組織及び支援組織が合意したときは、協定期間を変更することができるものとする。

（活動内容）

第4条 本事業の対象は、活動実施主体と協力組織の連携による以下の活動とする。

	活動内容	補助対象経費
1	農業用施設（ため池、用水路及び農道等）の保全や維持修繕に係わる活動	(1) 農作業用機械又は加工用機械の購入（50万円未満）及びリースに係る経費 (2) 協働作業用の物品購入に係る経費 (3) 原材料購入経費（セメント、コンクリートブロック等、材木等） (4) 作物等の種苗、肥料等の購入経費 (5) 安全な協働活動を行うために必要な、飲料水等の経費 (6) 活動に要する交通費等（協力組織が農山村集落等への移動に必要なバス・タクシーの借上げ料、レンタカー料金等） (7) 交流会、ワークショップ等に係る最低限必要な経費 (8) 広報活動等に係る経費
2	耕作放棄地を防止する活動	
3	営農体験及び補助作業	
4	農産物の展示・販売等	
5	農産物等を使った交流会等の活動又は加工品の製造体験及び展示・販売	
6	活動を維持継続する仕組みづくりのための会議、座談会及び交流会等	
7	事業の普及啓発活動	
8	事業のさらなる推進のための研修等	
9	その他農村の活性化に資する活動	

2 本事業の実施に先立ち、活動実施主体は協力組織と協議した上で、協定期間における事業計画概要書（別紙2）を作成するものとする。ただし、協定締結に向けた単年活動を実施する場合を除く。

（事業計画書）

第5条 本事業を実施しようとする者は、毎年度の事業計画書（別紙3）を作成するものとし、単年活動を実施する場合は、活動同意書（別紙4）を作成するものとする。なお、その事業の内容は、原則として次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 農地や農業用施設等の保全に寄与することが見込まれる活動であること。
- (2) 実現可能な計画であり、活動実施主体と協力組織が連携し、協働作業により行われる活動であること。

（計画の提出）

第6条 活動実施主体は、活動対象地域の存する市町村長へ事業計画書又は活動同意書（以下「事業計画書等」という。）を提出するものとする。

2 市町村長は、提出を受けた事業計画書等について適切なものであると認めた場合は、とっとり共生

の里保全活動推進事業補助金交付要綱（平成27年3月27日付第201400191420号鳥取県農林水産部長通知）第4条第2項の規定により所管の地方事務所（東部農林事務所、中部総合事務所、西部総合事務所をいう。以下同じ。）の長を経由して農林水産部農業振興局農地・水保全課長（以下「農地・水保全課長」という。）へ交付申請書と併せて事業計画書等を提出するものとする。

（支援体制）

第7条 支援組織は相互に連携し、事業計画書等の作成及び計画の実現に向け、必要に応じて会議等を開催し助言及び協力を行うものとする。

（事業内容の公表）

第8条 実施された事業の概要は、とりネット農地・水保全課ホームページに掲載するものとする。

（事業計画の変更等）

第9条 事業計画書等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ活動対象地域の存する市町村長へ適宜協議するものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月6日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月27日から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

(別紙1)

## とっとりむら・まち支え合い(〇〇地区)活動協定書

〇〇集落(地域等)(以下「活動実施主体」という。)と(地区公民館等名称)(以下「協力組織」という。)、並びにこれらの活動を支援する鳥取県及び〇〇市町村(以下「支援組織」という。)は、「とっとりむら・まち支え合い(〇〇地区)」のための活動の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 活動実施主体及び協力組織はお互いに協力し合い、農地・農業用施設等の地域資源の保全や農産物の生産、農産加工品等の製造・販売等を通じた農業の振興、また農山村と市街地公民館等の交流を通して美しい里地・里山の再生などに継続的に取組み、元気で活力のある農山村地域づくりを目指すものとし、支援組織はこれらの活動に対し誠意をもって協力するものとする。

(活動の対象とする地域)

第2条 この協定により協働活動を行う地域は、鳥取県〇〇市町村の〇〇集落(地域等)地内とする。

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。ただし、活動実施主体、協力組織及び支援組織が合意したときは、協定期間を変更することができるものとする。

(活動の実施)

第4条 協働活動は活動実施主体と協力組織が連携し、別紙活動方針に基づき事業計画を策定した上で実施するものとする。

(助言等)

第5条 支援組織は、この協定に基づく協働活動を円滑に実施できるよう助言等を行うとともに、地域の活性化のための活動を積極的に支援するものとする。

(信義誠実の義務)

第6条 活動実施主体、協力組織及び支援組織は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

(その他の事項)

第7条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、活動実施主体、協力組織及び支援組織が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書に当事者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

〇〇年〇月〇日

住所

氏名 〇〇市町村〇〇地域（集落名等）

（ 署 名 ） 印

住所

氏名 〇〇地区公民館（自治会）

（ 署 名 ） 印

住所 鳥取市東町一丁目220番地

氏名 鳥取県

（ 署 名 ） 印

住所

氏名 〇〇市町村

（ 署 名 ） 印

(別紙1別添)

## むら・まち支え合いに係る活動方針

以下の取組みについて、互いに意思疎通を図りながら持続可能な取組みとなるよう創意工夫に努めるとともに、活動の詳細についてはその都度協議するものとする。

### 1. 農地・農業用施設の保全管理

活動実施主体と協力組織は互いに協力し、農地や農業用施設（農業用水路、農道等）の保全管理（草刈り、泥上げ、軽微な補修等）に努める。

### 2. 農産物の生産

活動実施主体と協力組織は互いに協力し、既耕地等で地域の特色を活かした農産物の生産に努める。

### 3. 農産物等の活用、農産加工品の製造・販売等

活動実施主体と協力組織は互いに協力し、前項で収穫した農産物等を使った交流会等の活動や農産加工品の製造・販売等に努める。

### 4. 農村資源保全活動

活動実施主体と協力組織は互いに協力し、地域の自然環境や歴史・伝統を育む農村文化や芸能などの保全に関する取組みに努める。

(別紙2)

むら・まち支え合い  
協定期間中の事業計画概要書 (〇〇地区)

	項目	活動概要
1	農地・農業用施設の保全管理	(例：時期、取組内容等を明示)
2	遊休農地の再生及び営農体験	
3	農産物等の活用、農産加工品の製造・販売等	
4	農村資源保全活動	

(別紙3)

年度むら・まち支え合い共生促進事業計画書

1 事業計画の名称

2 事業実施主体

3 活動代表者氏名

4 事業実施主体の構成員

(1) 集落、地域協議会、実行委員等の名称

(2) 代表者の氏名、住所、電話番号

5 事業期間

○年○月○日～○年○月○日

6 ○年度事業内容

(保全活動や農村等の活性化内容、保全する農地・農業用施設等の位置・名称・内容等、また栽培する作物等について記載、地図等の添付)

7 ○年度事業費

金                      円 [左記のうち、むら・まち支え合い共生促進事業補助金対象事業費  
金                      円]

8 計画団体内の合意

本書の計画について、団体内で協力して実施する合意を得ていることを証明します。

合意確認方法：(例) ○月○日○○総会にて合意を確認。

○月○日○○総会にて多数決で意見を集約。合意を確認。

9 他の補助金の活用の有無(有・無)

(有る場合は、当該補助金名を記載)

10 添付資料

協定期間における事業計画概要書(別紙2)



(別紙4)

とっとりむら・まち支え合い(〇〇地区)活動同意書

〇〇集落(地域等)(以下「活動実施主体」という。)と(地区公民館等名称)(以下「協力組織」という。)は、鳥取県及び〇〇市町村と連携し、「とっとりむら・まち支え合い(〇〇地区)」のための活動の実施に関して、次のとおり協力することに同意します。

(活動の目的)

第1条 活動実施主体及び協力組織はお互いに協力し合い、農地・農業用施設等の地域資源の保全や農産物の生産、農産加工品等の製造販売等を通じた農業の振興、また農山村と市街地公民館等の交流を通して美しい里地・里山の再生などに継続的に取り組み、元気で活力のある農山村地域づくりを目指すものとする。

(活動の対象とする地域)

第2条 協働活動を行う地域は、鳥取県〇〇市町村〇〇集落(地域等)地内とする。

(活動期間)

第3条 この活動期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

(活動の実施)

第4条 協働活動は活動実施主体と協力組織が連携し、別添事業計画検討書に基づき実施するものとする。

(信義誠実の義務)

第5条 活動実施主体及び協力組織は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの活動内容を履行しなければならない。

(協定締結)

第6条 活動実施主体及び協力組織が合意したときは、別途協定を締結し引き続き活動を実施できるものとする。

(その他の事項)

第7条 この活動の実施に必要な事項であって、この同意書に定めのないもの及び同意書の事項に疑義が生じたときは、活動実施主体、協力組織が協議して定めるものとする。

〇〇年〇月〇日

住所

氏名 〇〇市町村〇〇地域(集落) 代表(区長等) 〇〇

住所

氏名 〇〇地区公民館(自治会)

(別紙4別添)

年度むら・まち支え合い共生促進事業計画検討書

1 事業計画ノ名称

2 ○年度事業内容

(保全活動や農村等の活性化内容、保全する農地・農業用施設等の位置・名称・内容等、また栽培する作物等について記載、地図等の添付)

3 ○年度事業費

金                      円 [左記のうち、むら・まち支え合い共生促進事業補助金対象事業費  
金                      円]

4 他の補助金の活用の有無 (有・無)

(有る場合は、当該補助金名を記載)